

コロナ禍で困っていませんか？



「就学援助制度」があります 詳しくは市町村や教育委員会へ

学校の教育活動に伴う家計負担を支援する制度、「就学援助制度」をご存知ですか。学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」に基づいて実施されている制度です。

今回のコロナ禍により、仕事を続けられなくなったり、減収になったりするなどでお困りではありませんか。国や県は、家計急変により、申請時の収入状況で判断するなどの柔軟な対応を教育委員会に要請しています。すなわち、年度の途中で支援を受けられる可能性があります。「就学援助制度」について詳しく知りたい方は、お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。

さらに、コロナに関わる子育て世帯や困窮者支援制度には、下表のようなものがありますので、市町村の窓口にお問い合わせください。

	支援制度（申し込み先）	内 容
子育て	市町村独自のひとり親世帯臨時特別給付金（お住まいの自治体にお問い合わせください）	児童一人当たり3万円程度。6月4日現在、県内19市町村で実施
	緊急小口資金（市町村社会福祉協議会）	一時的な資金が必要な人に最大20万円を貸付
困窮者	総合支援資金（市町村社会福祉協議会）	生活を立て直そうとする失業者に最大で月20万円貸付
	住居確保給付金（市町村の自立相談支援機関）	生活困窮者に家賃を補助
	休業支援金（岩手労働局）	休業手当が支払われない労働者に賃金の8割を補償

（10月14日付 岩手日報より）

お知らせ

市町村へのPTA活動促進助成金を増額しました

例年、市町村PTAに対して「40円×会員数分」の活動促進助成金を交付しておりましたが、令和2年度に限り10円増額し、「50円×会員数分」の助成金とすることが臨時社員総会（9/12開催）で決定されました。すでに送金済みです。

これは、全国研究大会、東北ブロック研究大会が中止となったことに伴い、参加助成金が執行されなくなったことを受けての対応です。



総会では満場一致で承認されました

編集後記

▲コロナ禍で大変な時期にもかかわらず、玉稿をお寄せくださいました皆様に改めて感謝申し上げます。▲学校も様々な制約がある中、「子どもたちの笑顔」づくりのために創意工夫を加えながら教育活動を展開しています。ぜひとも社会全体で学校を応援したいものです。